

沖縄地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者推薦に関する公示

沖縄労働局一般公示26-31号

最低賃金法（昭和34年法律137号）第24条第4項において準用する同法23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令136号）第6条4項において準用する同令第3条の規定に基づき、最低賃金の決定（改正決定）に係る専門部会委員を任命したいので、沖縄県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、下記「沖縄地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

平成26年7月3日

沖縄労働局長 谷 直樹



記

沖縄地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、沖縄県の区域内で事業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、沖縄県の区域内で事業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律120号）第38条の各号のいずれにも該当しない者

3 推薦手続き

(1) 推薦方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締め切り期日

平成26年7月15日（火）

(3) 推薦書の提出先

沖縄労働局労働基準部賃金室

（那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階）